

「児童扶養手当」と「公的年金等」の 両方を受給する場合は、手続きが必要です！

公的年金等を受給する場合の児童扶養手当について

児童扶養手当は、

公的年金等（*1）を受けられるときは、
手当額の全部又は一部を受給できません（*2）。

（*1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

（*2）公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、
その差額分を児童扶養手当として支給します。



そのため、以下の手続きを必ず行ってください。

- 公的年金等を新たに受給する場合

→ 速やかにお住まいの市区町村にお問い合わせください。

必要な手続▶ お住まいの市区町村の児童扶養手当窓口にお越しいただき、

- ・ 公的年金給付等受給状況届
- ・ 公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）

等を提出してください。

- 公的年金等が過去に遡って給付される場合や、

公的年金を受給し、市区町村への手続きが遅れた場合

→ 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。手続きは早めに行うようご注意ください。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

豊岡市役所本庁舎 6 階 1 番窓口
こども未来部こども支援課（☎21-9038）